

文化庁月報

も く じ

1973-8

No.60

教育・学術・文化の国際交流……………	2
中教審特別委員会が報告……………	
第3回移動芸術祭秋季公演……………	8
九月から全国的に開演……………	
所蔵作品を一般公開……………	13
——東京上野 日本芸術院で——……………	
昭和48年度日本語教育研修会……………	
(初心者研修) 開かれる……………	13
フルツェヴァ・ソ連文化大臣来日……………	
安達文化庁長官らと懇談……………	14
タイプフェイス保護協定成立……………	
ウィーン外交会議に出席して……………	15
昭和48年度著作権講習会の開催……………	16
昭和47年度……………	
著作権・出版権・著作隣接権の登録……………	16
北京での日本伝統工芸展……………	17
第23回全国民俗芸能大会……………	
および第15回ブロック別民俗芸能大会……………	18
第8回埋蔵文化財発掘技術者研修会開催……………	19
第17回ユネスコ総会において採択された条約……………	
および勧告の国会報告について……………	19
昭和48～49年度……………	
海外勤務者子女教育研究協力校の指定……………	20
国立博物館・美術館だより……………	
8月の催し……………	
東京国立博物館……………	
特別陳列 宗元画と禅院額字……………	京都国立博物館
特別陳列 能装束……………	京都国立博物館
奈良国立博物館第7回夏季講座……………	
ウィーンの国立美術館所蔵イタリア・ルネサンス……………	
スのブロンズと素描……………	国立西洋美術館
文化庁企画・提供テレビ番組……………	
美をもとめて……………	25
国立劇場九月公演……………	26
文化庁日誌・人事異動……………	26

《九州ブロック》

期日 十月二十七日(土)、場所 鹿
児島市中央公民館、演目 中山の虚無
僧踊(鹿児島)、貝津神社獅子こま踊(長
崎)、広瀬浮立(佐賀)、宝満神社奉納
能楽(福岡)、津島神楽(大分)、沙岳

神社獅子舞と神楽(宮崎)、俵踊(熊本)、
太鼓踊(鹿児島)

《近畿・東海・北陸ブロック》

期日 十二月九日(日)、会場 大垣
市民会館、演目 未定

第八回

埋蔵文化財発掘技術者
研修会開催

地方公共団体における埋蔵文化財保護体制の充実強化を目的として、昭和四十一年度から実施している「埋蔵文化財発掘技術者研修会」は、今年度第八回を迎えて、七月二十三日、奈良国立文化財研究所平城宮跡発掘調査部で開講した。

この研修会は、主として考古学上の知識、技術に関する講義・実習を内容としており、全国的に不足している埋蔵文化財保護担当専門技術者の養成および技術の向上とそれによる埋蔵文化財保護行政の充実を期するものである。今年度は、全国からの参加希望者三十七名のうちから地方公共団体職員およびそれに準ずる者十五名が選考され

て参加しており、八月二十九日までの三十八日間、記念物課、奈良国立文化財研究所職員と外部から依頼する学識経験者による研修を受けることとなっている。

埋蔵文化財保護担当者の養成については、すでに抜本的な対策の樹立が必要とされその準備も進められているが、すでに七回、百名(四十七年度まで)の修了者を送り出したこの研修会の担っている役割は大であるということができる。

国際文化交流の推進

第十七回

ユネスコ総会において採択された

条約および勧告の

国会報告について

ユネスコは文化遺産の保存および修復事業のための金融ならびに基金の問題を重視し、第三回総会(一九四八年)以来その方法を検討する一方、ヌビア遺跡、フロレンス・ヴェニススの冠水文化財、ポロブドール遺跡等の救済のため、個々にキャンペーンと技術指導を行ってきた。この間数回にわたり、アンケート調査、専門家会議の開催等により検討を重ねた結果、第十七回総会(一九七二年)において国際条約および国内的保護に関する勧告の両者が採択された。

この条約はもと「普遍的価値を有する記念物、建造物群、遺跡等の保護に関する条約案」として起草されたが、

期を同じくして国際連合が人間環境関係の国際的規制の一として作成した「世界遺産保護条約案」と対象が重複したため、これらを一本にしてユネスコが担当することとなり、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」と改称して、内容にも修正が加えられた。

この条約は、社会的・経済的条件の変化によって破壊の危険にさらされている文化および自然の遺産を国際的に保護するために、ユネスコに世界遺産委員会を設置し、各締約国から提出される目録をもとに世界遺産一覧表を作成する一方、締約国の分担金および任意提出金その他からなる「文化遺産及び自然遺産の保護のための世界遺産基

金」を設立して、締約国の要請に基づき、世界遺産委員会が、文化および自然遺産の保護について援助を行なうことを内容としている。なおこの条約は二十か国の加入後三か月で効力を発することになっており、発効までにかかりの時間の経過が予想されるが、米国ではすでに相当の額の寄附を予定している趣である。

またこの条約の採択と同時に「文化遺産及び自然遺産の国内的保護に関する勧告」が採択された。この勧告は、現代の急速に変化する社会において文化および自然の遺産が人類の均衡と発展のために欠くことのできない貴重な存在であることを明記し、また、自国に存在する遺産は自国が保護するという原則の上に立って、各加盟国がそのための専門の機関を設置して、調査研究等の科学的、技術的措置、保護目録の作成等の行政的措置、保存に影響を及ぼす行為の許認可および周囲の環境の規制、罰則等の法的措置、保護のための経費の補助、貸し付け、税の減免等の財政的措置をとるべきこと等について勧告している。

この条約および勧告は、ユネスコ憲章第四条４の規定に従つて七月十八日に国会に報告された。

昭和四十八、四十九年度

海外勤務者子女教育研究協力校の指定

文化庁では、昭和四十二年度以来、二年ごとに海外勤務者子女教育研究協力校を指定し、海外勤務者子女の教育、特に海外から帰国した子女（以下「帰国子女」という。）に対する特別な教育的配慮について、研究と実践を委嘱している。

昨年度までは、比較的、帰国子女が多く在籍しており、研究協力校としての役割を組織的、継続的に果たしうる公・私立の小・中学校十校を指定してきたが、本年度は、これを踏まえて、帰国後の教育上の障害が最も深刻だと言われる高校生の問題をも考慮して、高等学校三校を加えることとし、新たに、別表のとおり十三校を指定した。

これら研究協力校は、前記の趣旨に基づき、帰国子女の教育の内容および教育方法を研究するとともに、受け入れ上の配慮、学習および生活の両面から学校教育への適応を促進するよう配慮することになっている。また、帰国子女が外国で取得した知識、語学力、合理的な生活態度等も尊重し、その保存と育成に留意することになっている。

学 校 名	種別	住 所	電 話
1. 東京都目黒区立東山小学校	公立	東京都目黒区東山 2-24-25	東 京 (719) 2694
2. 東京都目黒区立東山中学校	"	東京都目黒区東山 1-24-31	東 京 (711) 8794
3. 東京都世田谷区立駒留中学校	"	東京都世田谷区下馬 4-18-1	東 京 (424) 3070
4. 東京都大田区立田園調布中学校	"	東京都大田区田園調布 2-60	東 京 (721) 4241
啓明学園初等学校	私立	東京都昭島市拝島町1737	昭 島 (41) 1003
5. " 中 学 校			
" 高等学校			
6. 千葉県八千代市立勝田台小学校	公立	千葉県八千代市勝田台 2-14	八千代 (82) 6351
7. 山手学院中学校	私立	横浜市戸塚区上郷町460	横 浜 (891) 2111
8. 愛知県名古屋市立田代小学校	公立	名古屋市千種区観月町 2-14	名古屋 (751) 6157
9. 大阪府豊中市立上野小学校	"	大阪府豊中市上野東 2-8-8	豊 中 (853) 4021
10. 兵庫県芦屋市立精道小学校	"	兵庫県芦屋市精道町 8-25	芦 屋 (32) 1111
11. 東京都立秋川高等学校	"	東京都秋川市下代継221	秋 多 (58) 0156
12. 堀越高等学校	私立	東京都中野区中央 2-56-2	東 京 (362) 9404
順心女子学園中 学 校	私立	東京都港区南麻布 5-1-14	東 京 (444) 7271
13. " 高等学校			